

【労働・社会政策委員会】

(1) 審議概観

第147回国会において本委員会に付託された法律案は、内閣提出5件、本院議員提出3件の合計8件であり、内閣提出5件を可決した。

また、本委員会付託の請願4種類104件は、衆議院解散のため、審査未了となった。

〔法律案の審査〕

介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律の一部を改正する法律案は、急速な高齢化の進展等に伴い、介護分野の労働需要が大きく拡大することが見込まれること等にかんがみ、介護分野における労働力の確保及び良好な雇用機会の創出、能力開発の推進、労働力需給調整機能の整備等を図ろうとするものである。

委員会においては、介護分野における雇用創出効果、介護労働者の就業環境改善方策、ホームヘルパーの育成・確保策、雇用管理改善計画に基づく認定事業主への助成内容等について質疑が行われた後、本法律案は全会一致で可決された。

雇用保険法等の一部を改正する法律案は、現下の厳しい雇用失業情勢に加え、経済社会の変化に対応するため、雇用保険制度等において、一般の離職者に対する求職者給付を全体として圧縮する一方で、倒産、解雇等による離職者に対しては給付の重点化を図ることとするほか、育児・介護休業給付の改善、国庫負担割合に係る暫定措置の廃止、雇用保険料率の引上げ等の措置を講じようとするものである。

高齢者等の雇用の安定等に関する法律の一部を改正する法律案は、急速な高齢化の進展等に対応し、高齢者の雇用の安定の確保等を図るため、定年の引上げ、継続雇用制度の導入等による65歳までの雇用確保のための措置に関する事業主の努力義務を定めるとともに、中高年齢者に対する再就職支援の強化等の措置を講じようとするものである。

委員会においては、以上の2法律案を一括して議題とし、参考人からの意見を聴取するとともに、雇用保険財政の収支悪化に対する政府の責任、4次にわたって政府が講じてきた雇用対策による雇用創出効果、給付日数を全体として圧縮することの妥当性、離職理由により給付日数を区別することの是非、離職理由の認定基準設定の在り方、非正規労働者への雇用保険加入促進策、高齢者の雇用安定に向けての今後の方針、求人に係る年齢制限緩和の必要性、再就職支援計画の作成手続きとその活用の在り方、シルバー人材センターの運営支援強化の必要性等について質疑が行われた。

質疑を終了し、雇用保険法等改正案について討論に入ったところ、日本共産党を代表して八田委員より、社会民主党・護憲連合を代表して大協委員よりそれぞれ反対する旨の意見が述べられた。討論の後、本法律案は多数をもって可決された。また、高齢者雇用安定法改正案は全会一致で可決された。なお、2法律案に対して、それぞれ7項目にわたる附帯決議が付された。

港湾労働法の一部を改正する法律案は、港湾における輸送革新の著しい進展、港湾運送事業の効率化等に対応して、港湾運送に必要な労働力の確保及び港湾労働者の雇用の安定

等を図るため、港湾労働者派遣制度の創設による港湾労働者の就労機会の確保等の措置を講じようとするものである。

委員会においては、港湾労働者雇用安定センターの派遣業務廃止に伴う雇用対策、港湾労働者派遣制度における派遣料金等の基準設定の在り方、本法適用港湾拡大の必要性等について質疑が行われた。

質疑を終了し、討論に入ったところ、日本共産党を代表して八田委員より反対する旨の意見が述べられ、討論の後、本法律案は多数をもって可決された。なお、8項目にわたる附帯決議が付された。

会社の分割に伴う労働契約の承継等に関する法律案は、会社における営業の全部又は一部を他の会社に承継させる会社分割の制度が創設されることに伴い、労働者の保護を図るため、労働契約の承継等に関する特例等を定めようとするものである。なお、衆議院において、会社の分割に当たり、分割会社に、その雇用する労働者の理解と協力を得るよう努めることを義務付ける旨の修正が行われた。

委員会においては、本法律案と橋本敦君外1名発議に係る企業組織の再編を行う事業主に雇用される労働者の解雇の制限等を定めることを内容とする**企業組織の再編を行う事業主に雇用される労働者の保護に関する法律案**（参第13号）の両案を一括して議題とし、参考人からの意見を聴取するとともに、営業譲渡や合併を含めた労働者保護法制の整備の必要性、当然承継される労働者に異議申立を認めることの是非、省令及び指針に盛り込むべき具体的内容、労働者及び労働組合との事前協議の在り方、会社分割が人員削減の手段として利用されることへの懸念、個別労使紛争の迅速な解決に資するための制度の整備・拡充の必要性等について質疑が行われた。

2法律案のうち、労働契約承継等法律案について質疑を終了し、討論に入ったところ、日本共産党を代表して八田委員より、社会民主党・護憲連合を代表して大脇委員よりそれぞれ反対する旨の意見が述べられた。討論の後、本法律案は多数をもって可決された。なお、12項目にわたる附帯決議が付された。

〔国政調査等〕

3月9日、牧野労働大臣から所信を、長勢労働政務次官から平成12年度の労働省関係予算について説明を聴取した。

3月14日、労働行政の基本施策について質疑が行われ、経済社会計画で見込んだ失業率が達成できなかった原因検証の必要性、雇用対策としての助成金制度の在り方、新規学卒者の就職内定状況、インターンシップ制度の活用状況、求人求職ミスマッチ解消策としての労働者職業能力向上方策、パートタイム労働法改正の必要性、賃金及び昇進等における男女格差の是正状況、女性の起業意欲支援策、機会均等調停委員会の現況及び調停申請実績、労働災害防止に向けての対応策、政府の外国人労働者の受入方針、中国人実習生問題の対処状況等の問題が取り上げられた。

3月15日、予算委員会から委嘱を受け、平成12年度労働省関係予算についての審査を行い、平成12年度労働省予算の雇用創出効果、雇用保険法改正に伴う保険収支改善見通し、少子高齢時代到来に向けての高齢者雇用確保策、サービス残業の実態とその解消策、女性保護規定解消に伴う激変緩和措置の施行状況、家事と仕事の両立支援に向けた施策充実の必要性等について質疑が行われた。

(2) 委員会経過

○平成12年3月9日（木）（第1回）

- 労働問題及び社会政策に関する調査を行うことを決定した。
- 労働行政の基本施策に関する件について牧野労働大臣から所信を聴いた。
- 平成12年度労働省関係予算に関する件について長勢労働政務次官から説明を聴いた。

○平成12年3月14日（火）（第2回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 労働行政の基本施策に関する件について牧野労働大臣、長勢労働政務次官及び政府参考人に対し質疑を行った。

○平成12年3月15日（水）（第3回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 平成12年度一般会計予算（衆議院送付）
平成12年度特別会計予算（衆議院送付）
平成12年度政府関係機関予算（衆議院送付）
（労働省所管及び厚生労働省所管（中央労働委員会、都道府県労働局、労働保険特別会計））について牧野労働大臣、長勢労働政務次官及び政府参考人に対し質疑を行った。

本委員会における委嘱審査は終了した。

○平成12年3月21日（火）（第4回）

- 介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第5号）（衆議院送付）について牧野労働大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成12年3月23日（木）（第5回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第5号）（衆議院送付）について牧野労働大臣、長勢労働政務次官、大野厚生政務次官及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

（閣法第5号） 賛成会派 自民、民主、明改、共産、社民、自由、参院
反対会派 なし
欠席会派 無

○平成12年4月18日（火）（第6回）

- 雇用保険法等の一部を改正する法律案（閣法第11号）（衆議院送付）
高齢者等の雇用の安定等に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第12号）（衆議院送付）

以上両案について牧野労働大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成12年4月20日（木）（第7回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 雇用保険法等の一部を改正する法律案（閣法第11号）（衆議院送付）
高年齢者等の雇用の安定等に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第12号）（衆議院送付）
以上両案について牧野労働大臣、長勢労働政務次官及び政府参考人に対し質疑を行った。
- また、両案について参考人の出席を求めることを決定した。

○平成12年4月25日（火）（第8回）

- 雇用保険法等の一部を改正する法律案（閣法第11号）（衆議院送付）
高年齢者等の雇用の安定等に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第12号）（衆議院送付）
以上両案について参考人日本経営者団体連盟常務理事成瀬健生君、東京大学社会科学研究所教授大沢真理君、中央大学経済学部教授大須真治君及び労働組合東京ユニオン書記長関根秀一郎君から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

○平成12年4月27日（木）（第9回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 雇用保険法等の一部を改正する法律案（閣法第11号）（衆議院送付）
高年齢者等の雇用の安定等に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第12号）（衆議院送付）
以上両案について牧野労働大臣、長勢労働政務次官及び政府参考人に対し質疑を行った。
- 雇用保険法等の一部を改正する法律案（閣法第11号）（衆議院送付）について討論の後、可決した。
（閣法第11号） 賛成会派 自保、民主、明改
反対会派 共産、社民、参ク
欠席会派 無
なお、附帯決議を行った。
- 高年齢者等の雇用の安定等に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第12号）（衆議院送付）を可決した。
（閣法第12号） 賛成会派 自保、民主、明改、共産、社民、参ク
反対会派 なし
欠席会派 無
なお、附帯決議を行った。

○平成12年5月9日（火）（第10回）

- 港湾労働法の一部を改正する法律案（閣法第40号）（衆議院送付）について牧野労働大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成12年5月11日（木）（第11回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 港湾労働法の一部を改正する法律案（閣法第40号）（衆議院送付）について牧野労働大臣、長勢労働政務次官及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、可決した。
（閣法第40号） 賛成会派 自保、民主、明改、無
反対会派 共産、社民、参ク
欠席会派 無
なお、附帯決議を行った。

○平成12年5月16日（火）（第12回）

- 会社の分割に伴う労働契約の承継等に関する法律案（閣法第61号）（衆議院送付）について牧野労働大臣から趣旨説明を、衆議院における修正部分について修正案提出者衆議院議員森英介君から説明を聴き、
企業組織の再編を行う事業主に雇用される労働者の保護に関する法律案（参第13号）について発議者参議院議員吉川春子君から趣旨説明を聴いた。

○平成12年5月18日（木）（第13回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 会社の分割に伴う労働契約の承継等に関する法律案（閣法第61号）（衆議院送付）
企業組織の再編を行う事業主に雇用される労働者の保護に関する法律案（参第13号）
以上両案について牧野労働大臣、山本法務政務次官、長勢労働政務次官及び政府参考人に対し質疑を行った。
- また、両案について参考人の出席を求めることを決定した。

○平成12年5月23日（火）（第14回）

- 会社の分割に伴う労働契約の承継等に関する法律案（閣法第61号）（衆議院送付）
企業組織の再編を行う事業主に雇用される労働者の保護に関する法律案（参第13号）
以上両案について参考人日本経営者団体連盟参与成瀬健生君、弁護士奥川貴弥君、弁護士坂本修君及び中小労組政策ネットワーク常任運営委員小谷野毅君から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。
- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 会社の分割に伴う労働契約の承継等に関する法律案（閣法第61号）（衆議院送付）
企業組織の再編を行う事業主に雇用される労働者の保護に関する法律案（参第13号）
以上両案について発議者参議院議員吉川春子君、牧野労働大臣、長勢労働政務次官及び政府参考人に対し質疑を行った後、
会社の分割に伴う労働契約の承継等に関する法律案（閣法第61号）（衆議院送付）に

ついて討論の後、可決した。

(閣法第61号) 賛成会派 自保、民主、明改、参ク

反対会派 共産、社民

欠席会派 無

なお、附帯決議を行った。

(3) 成立議案の要旨・附帯決議

介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第5号）

【要 旨】

本法律案は、急速な高齢化の進展等に伴い、介護分野の労働需要が大きく拡大することが見込まれること等にかんがみ、介護労働力の確保及び良好な雇用機会の創出、能力開発の推進、労働力需給調整機能の整備等を図ろうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 1 身体上又は精神上的の障害があることにより日常生活を営むのに支障がある者に対する入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練、看護及び療養上の管理等の福祉サービス又は保健医療サービスを法の対象となる「介護関係業務」と定義し、これらの業務に従事する医師、看護婦、ホームヘルパー等の労働者を「介護労働者」と総称する。
- 2 政府は、介護関係業務に係る新たなサービスの提供又は介護事業の開始に伴って実施する雇用管理の改善に関する措置についての計画の認定を受けた事業主が、当該計画に基づき必要な措置を講ずる場合に、雇用保険法の雇用安定事業等による必要な助成及び援助を行う。
- 3 職業安定機関と職業紹介事業者その他の関係者は、介護関係業務に係る労働力需給の適正かつ円滑な調整を図るため、雇用情報の充実等に関し、相互に協力するように努めなければならない。
- 4 労働大臣は、介護労働安定センターに、雇用保険法の雇用安定事業等の業務並びに介護労働者及び介護労働者になろうとする者に対する教育訓練の業務を行わせる。
- 5 本法律は、平成12年4月1日から施行する。

雇用保険法等の一部を改正する法律案（閣法第11号）

【要 旨】

本法律案は、現下の厳しい雇用失業情勢に加え、社会経済情勢の変化に対応するため、雇用保険制度等において、倒産、解雇等による離職者に対する求職者給付の重点化、育児休業給付及び介護休業給付の改善等を行うほか、給付に要する費用に係る国庫負担の割合に関する暫定措置の廃止及び雇用保険料率の引上げ等所要の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 雇用保険法の一部改正

- (1) 一般求職者給付について、現行の体系を見直し、一般の離職者に対する給付日数を全体として圧縮する一方で、倒産、解雇等による離職者等に対する給付を厚くするこ

とにより、中高年層を中心に就職支援の緊要度の高い者に対する給付の重点化を図る。

(2) 職業生活と家庭生活との両立支援の充実を図るため、育児休業給付及び介護休業給付の給付率について、現行100分の25を100分の40に引き上げる。

(3) 雇用安定事業として、中高年齢者である在職求職者に対し再就職の援助等を行う事業主に対して、必要な助成及び援助を行うことができるものとする。

(4) 失業等給付に係る国庫負担について、国庫が原則としてその100分の14を負担することとしている暫定措置を廃止し、原則としてその4分の1を負担するものとする。

2 労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部改正

雇用保険の保険料率について、失業等給付に係る保険料率を賃金総額の1,000分の8とすることとしている暫定措置を廃止した上で、1,000分の12に引き上げるとともに、その弾力的変更に関し所要の改正を行う。

3 船員保険法の一部改正

雇用保険法の改正に準じて、求職者等給付の重点化、育児休業給付及び介護休業給付の給付率引上げ並びに失業等給付に係る国庫負担に関する改正を行う。

4 施行期日

本法律は、雇用安定事業に係る部分については平成12年10月1日から、育児休業給付及び介護休業給付の給付率の引上げに係る部分については平成13年1月1日から、その他の部分については原則として同年4月1日から施行する。

【附 帯 決 議】

政府は、今回の法改正が一般の離職者に対する求職者給付の給付日数の圧縮等、雇用労働者に重大な影響を及ぼす内容を含むものであること等にかんがみ、次の事項について、適切な措置を講ずるよう努めるべきである。

1 今後とも、保険当事者の参画を促進しつつ、セーフティネットとしての雇用保険の健全運営の確保に万全を期するとともに、雇用失業情勢の変化に機動的に対応し、一般会計も活用した雇用対策の充実強化を図ること。

2 倒産、解雇等による離職者として手厚い所定給付日数の対象となる者の具体的範囲を定めるに当たっては、離職の実態を十分踏まえつつ、中央職業安定審議会の意見に基づく明確な判断基準を示し、その周知徹底を図ること。また、その運用に当たっても客観的事実と離職者本人の申立に基づき、明確かつ合理的に実施すること。

3 雇用就業形態の多様化に対応するため、パート、派遣労働者について年収要件等に係る適用基準を見直すなどし、その周知徹底を図るとともに、労働保険事務組合等を活用しつつ、一層の加入促進を図ること。

4 離職を余儀なくされた中高年齢者を中心に民間教育訓練機関への委託を含め多様な教育訓練機会を提供するとともに、その効果的な活用が図られるよう教育訓練給付制度の充実や訓練延長給付制度の訓練内容の充実等を図ること。

5 今般の給付体系の見直しに関連し、65歳までの安定した雇用の確保、中高年齢者の再就職の援助・促進等が着実に図られるよう万全の配慮を行うこと。

6 雇用保険3事業の各種給付金等について、その実効性を検証の上、政策目的の重点化を図りつつ、整理合理化を進めること。

7 保育に関する施策と十分連携を図りつつ、仕事と子育ての両立のための雇用環境の整

備に向け、法的整備も含め、幅広い観点から検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずること。

右決議する。

高年齢者等の雇用の安定等に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第12号）

【要 旨】

本法律案は、急速な高齢化の進展等に対応し、高年齢者の雇用の安定の確保等を図るため、定年の引上げ、継続雇用制度の導入等による65歳までの雇用の確保、中高年齢者に対する再就職支援の強化等を図ろうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 1 65歳未満の定年を定める事業主は、定年の引上げ、継続雇用制度の導入等の措置を講ずるよう努めなければならないこととするとともに、これらの措置の適切かつ有効な実施を図るために必要な指針となるべき事項等を高年齢者等職業安定対策基本方針において定める。
- 2 中高年齢者の再就職の支援を図るため、国及び事業主による再就職の促進・援助の措置の対象者に新たに45歳以上55歳未満の在職求職者を加える。
- 3 事業主が、定年、解雇等により離職する中高年齢者について再就職援助計画を作成したときは労働者にこれを交付することとし、公共職業安定所は、求職に際して労働者が当該計画を提示した場合、その内容を参酌し、必要な助言その他の援助を行う。
- 4 中高年齢者である在職求職者に対し再就職の援助等を行う事業主に対する助成金の支給に関する所要の規定の整備を行うこと等中高年齢者に対する再就職の促進・援助の措置を強化する。
- 5 高年齢者の雇用・就業ニーズの多様化に対応するため、シルバー人材センターが高年齢退職者に提供する就業の範囲を拡大し、臨時的かつ短期的な就業及び労働大臣が定めるその他の軽易な業務に係る就業とする。
- 6 この法律は、平成12年10月1日から施行する。

【附 帯 決 議】

政府は、急激な高齢化の進展に対応し、高年齢者等の雇用・就業機会の確保を図ることが極めて重要であることにかんがみ、次の事項について適切な措置を講ずるよう努めるべきである。

- 1 高年齢者等職業安定対策基本方針の策定に当たっては、雇用と年金との接続の確保を特に考慮し、企業における65歳までの安定した雇用の機会の確保を保障するための制度の整備、定年・解雇等により離職する中高年齢者の円滑な再就職の実現等の内容の具体化について鋭意努力すること。
- 2 企業において、高齢化や年金制度の状況等を踏まえ、定年の引上げ、継続雇用制度の導入、職域開発及び再就職援助等が促進されるよう、高年齢者等職業安定対策基本方針について、その周知徹底を図ること。
- 3 高年齢者の雇用の実情について、毎年度定期的な把握を行うとともに、これを踏まえ、65歳までの雇用の安定の確保に資するため、事業主への援助の強化を図るとともに、助成金制度等の見直しについても必要な検討を行うこと。
- 4 中高年齢者に対する求人の増加を図るため、求人に係る年齢制限については民間の職

業紹介事業者の協力も得つつ、その緩和についての指導を強化すること。

- 5 中高年齢者の雇用の安定の確保に資するため、在職中の労働者に対する相談活動についての機能強化を含め、職業指導、事業主指導に必要な公共職業安定所の組織、機能について一層の拡充強化を図ること。
- 6 シルバー人材センターが、高年齢者の多様な就業ニーズに的確に対応した就業機会の確保のために十分な役割を果たすよう、その運営に対する支援の強化を図ること。
- 7 高齢期における就業意欲等の多様化に対応するため、地方公共団体との十分な連携の下に地域社会に密着した雇用・就業機会の確保を図るとともに、活力ある高齢化の実現の観点から、高年齢者がその知識や経験をいかしたNPOへの参加やボランティア活動等の社会活動を行っていくことを促進すること。

右決議する。

港湾労働法の一部を改正する法律案（閣法第40号）

【要 旨】

本法律案は、近年におけるコンテナ輸送の増大等港湾における輸送革新の著しい進展、港湾運送事業の効率化等に対応して、港湾運送に必要な労働力の確保及び港湾労働者の雇用の安定その他福祉の増進等を図るため、港湾労働者派遣制度の創設による港湾労働者の就労機会の確保等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 1 港湾労働者派遣制度を創設し、東京港等6大港の港湾運送事業主が労働大臣の許可を受けて、その常時雇用する港湾労働者を他の港湾運送事業主の下で就労させることができることとする。
- 2 港湾労働者派遣事業の実施に当たっては、派遣料金が適正な水準にあること及び派遣日数が一定の日数を超えないことを許可基準とするなどの措置を講ずる。
- 3 港湾労働者派遣制度の対象となる港湾労働者の就業条件の整備等に関して労働者派遣事業と同様の措置を講ずる。
- 4 労働大臣が6大港について指定している港湾労働者雇用安定センターの業務として、港湾労働者派遣制度に関する情報の収集提供やあっせんの業務、港湾労働者の苦情処理等の相談援助の業務を追加する。
- 5 港湾労働者派遣制度の創設に伴い、港湾労働者雇用安定センターが実施している労働者派遣業務を廃止する。
- 6 この法律は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

【附 帯 決 議】

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切に対処すべきである。

- 1 港湾労働者派遣制度の適正な運営を図るため、港湾運送事業者が労働者派遣を求める場合には港湾労働者雇用安定センターにあっせんを求めることとするよう指導の徹底を図ること。
- 2 港湾労働者雇用安定センターの運営に当たっては、関係労使の意見が十分反映されたものとなるよう指導すること。
- 3 港湾運送事業者は企業常用労働者の使用を原則とし、日雇労働者を使用しないよう指

導すること。

- 4 本法施行後の実績、港湾運送事業の規制緩和の実施状況等を勘案し、本法の適用港湾の拡大に努めること。
- 5 港湾労働者派遣制度の導入及び日曜荷役・夜間荷役の推進に伴い、労働時間が増大しないよう雇用管理の適正化を図るとともに、港湾運送事業者が協力して労働安全衛生対策を講じるなど、労働環境の整備に努めること。
- 6 港湾労働者派遣制度の適用においては、労働大臣の定める適正な派遣料金及び日数の上限基準を申請事業主が厳正に遵守するとともに、今回の法改正の趣旨に照らし、専ら派遣労働のみに従事する労働者が生じることのないよう、万全の配慮をすること。
- 7 港湾労働者雇用安定センターの労働者派遣業務の廃止に伴い、同センターが雇用していた派遣労働者の雇用の確保に万全を期すこと。
- 8 ILO第137号条約（港湾における新しい荷役方法の社会的影響に関する条約）及び第152号条約（港湾労働における職業上の安全及び衛生に関する条約）について、港湾における荷役作業の実態等を踏まえ、その速やかな批准について検討を行うこと。
右決議する。

会社の分割に伴う労働契約の承継等に関する法律案（閣法第61号）

【要 旨】

本法律案は、会社における営業の全部又は一部を他の会社に承継させる会社分割の制度が創設されることに伴い、労働者の保護を図るため、労働契約の承継等に関する特例等を定めるものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 労働者等への通知

- (1) 分割会社は、分割によって設立する会社等に承継される営業に主として従事する労働者及びそれ以外の労働者であって労働契約を設立会社等に承継させる労働者に対し、事前に分割に関する情報を書面により通知しなければならないこととする。
- (2) 分割会社は、労働組合との間で労働協約を締結しているときは、労働組合に対し、事前に分割に関する情報を書面により通知しなければならないこととする。

2 労働契約の承継

- (1) 設立会社等に承継される営業に主として従事する労働者の労働契約について分割計画書等に設立会社等が承継する旨の記載がある場合、分割の効力が生じた時に当該労働契約は設立会社等に承継されることとする。
- (2) 設立会社等に承継される営業に主として従事する労働者の労働契約について分割計画書等に設立会社等が承継する旨の記載がない場合、労働者は分割会社に対して異議を申し出ることができることとし、異議を申し出たときは、その労働契約は設立会社等に承継されることとする。
- (3) 設立会社等に承継される営業に従として従事する労働者の労働契約について分割計画書等に設立会社等が承継する旨の記載がある場合、労働者は分割会社に対して異議を申し出ることができることとし、異議を申し出たときは、その労働契約は設立会社等に承継されないこととする。

3 労働協約の承継等

- (1) 分割会社と労働組合との間で締結されている労働協約について労働組合の組合員である労働者に係る労働契約が設立会社等に承継される場合には、分割の効力が生じた時に、設立会社等と労働組合との間において同一の内容の労働協約が締結されたものとみなすこととする。
- (2) 分割会社と労働組合との間で締結されている労働協約のうち、労働条件その他の労働者の待遇に関する基準以外の部分について分割計画書等の記載に従い設立会社等に承継させる旨の合意があった場合には、合意に係る部分は、分割の効力が生じた時に、設立会社等に承継されることとする。

4 指針

労働大臣は、分割会社及び設立会社等が講ずべき労働契約及び労働協約の承継に関する措置に関し、その適切な実施を図るために必要な指針を定めることができることとする。

5 施行期日

本法律は、商法等の一部を改正する法律の施行の日から施行する。

なお、本法律案については、衆議院において、「分割会社は、当該分割に当たり、労働大臣の定めるところにより、その雇用する労働者の理解と協力を得るよう努めるものとする。」との一条を加える修正が行われた。

【附 帯 決 議】

政府は、本法律の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずべきである。

- 1 合併・営業譲渡をはじめ企業組織の再編に伴う労働者の保護に関する諸問題については、学識経験者を中心とする検討の場を設け、速やかに結論を得た後、立法上の措置を含めその対応の在り方について十分に検討を加え適切な措置を講ずること。
- 2 企業組織の再編のみを理由として労働者を解雇することができないとする確立した判例法理の周知徹底を図ること。
- 3 企業組織の再編のみを理由とした解雇の未然防止に努めるとともに、解雇及び労働条件をめぐる個別の紛争が生じた場合において、その迅速な解決を促進するための新たな立法措置の検討を含め制度の整備及び施策の充実を図ること。
- 4 会社の分割に当たり、事業主が本法律の趣旨と内容を踏まえ、労働者の理解と協力を得るための協議を行うよう必要な施策を講ずること。
- 5 会社の分割に伴い企業を移籍する労働者については、本人の意思が十分に尊重されるよう、民法等の趣旨を踏まえ、その周知徹底を図ること。
- 6 会社の分割を理由とする一方的な労働条件の不利益変更はできないことを指針に明記するとともに、その周知徹底を図ること。
- 7 本法第8条の指針は、労働者保護に必要な事項を適切に規定するものとし、策定に当たっては、労使を含む検討の場を設け、その意見を踏まえて策定すること。
- 8 承継される営業に主として従事する労働者と従として従事する労働者の範囲については、省令及び指針により、できる限り客観的な基準を設けること。
- 9 営業譲渡・合併等に際して、労働契約の承継等に関して適用される現行法令や判例の周知徹底を図り、営業譲渡等の際の労使紛争の予防に努めること。
- 10 債務の履行の見込みのない会社分割ができないとする分割制度の趣旨につき周知徹底

を図ること。

- 11 会社の分割に当たり、当該分割の対象となる労働者等へ書面により通知する際には、移籍する会社の業務や移籍後当該労働者が従事すべき業務等労働条件に関する事項について、具体的に書面に記載されるよう十分な措置を講ずること。
- 12 会社分割に伴い、関連中小企業の営業及び労働者の雇用に不安が生じることのないよう、会社分割法制及び本法の趣旨につき周知徹底を図ること。
右決議する。

(4) 付託議案審議表

・内閣提出法律案（5件）

※は予算関係法律案

番号	件名	先議院	提出月日	参議院			衆議院		
				委員会付託	委員会議決	本会議議決	委員会付託	委員会議決	本会議議決
※5	介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律の一部を改正する法律案	衆	12. 2. 1	12. 3. 17	12. 3. 23 可決	12. 3. 24 可決	12. 2. 23 労働	12. 3. 10 可決	12. 3. 14 可決
※11	雇用保険法等の一部を改正する法律案	〃	2. 4	4. 17	4. 27 可決 附帯決議	4. 28 可決	3. 16 労働	4. 14 可決 附帯決議	4. 14 可決
			○12. 4. 17 参本会議趣旨説明 ○12. 3. 16 衆本会議趣旨説明						
※12	高齢者等の雇用の安定等に関する法律の一部を改正する法律案	〃	2. 4	4. 17	4. 27 可決 附帯決議	4. 28 可決	3. 16 労働	4. 14 可決 附帯決議	4. 14 可決
			○12. 4. 17 参本会議趣旨説明 ○12. 3. 16 衆本会議趣旨説明						
※40	港湾労働法の一部を改正する法律案	〃	2. 22	5. 8	5. 11 可決 附帯決議	5. 12 可決	4. 19 労働	4. 21 可決 附帯決議	4. 25 可決
61	会社の分割に伴う労働契約の承継等に関する法律案	〃	3. 10	5. 15	5. 23 可決 附帯決議	5. 24 可決	4. 20 労働	5. 12 修正 附帯決議	5. 12 修正
			○12. 5. 15 参本会議趣旨説明 ○12. 4. 20 衆本会議趣旨説明						

・本院議員提出法律案（3件）

番号	件名	提出者 (月日)	予備送付 月日	衆院への 提出月日	参議院			衆議院		
					委員会付託	委員会議決	本会議議決	委員会付託	委員会議決	本会議議決
13	企業組織の再編を行う事業主に雇用される労働者の保護に関する法律案	橋本 敦君 外1名 (12. 5. 15)	12. 5. 18		12. 5. 15	未了				
14	解雇等の規制に関する法律案	橋本 敦君 外1名 (12. 5. 15)	5. 18		5. 15	未了				
15	解雇等の規制に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案	橋本 敦君 外1名 (12. 5. 15)	5. 18		5. 15	未了				